

## 平成24年度司法処理状況の概要について

### －労災かくしによる送検件数が大幅に増加－

東京労働局（局長 伊岐 典子）は、管下18労働基準監督署・支署における平成24年度（4月から翌3月）の司法処理状況を以下のとおり取りまとめました。

#### 1 概要

平成24年4月から平成25年3月までの1年間に、東京労働局と管下18労働基準監督署・支署では、合計62件の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

送検した事業場の件数は前年度より8件増加し、業種別の内訳では、建設業が34件（54.8%）と最も多く、次いで運輸交通業、金融広告業、接客娯楽業がそれぞれ5件（8.1%）でした。

また、違反事項別では、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が24件（38.7%）、労災かくしが14件（22.6%）などでした。

#### 2 違反事項の内容（事例は次ページ参照）

##### (1) 危険防止措置義務違反

危険防止措置義務違反24件のうち、墜落・転落災害を契機とした送検事案が14件でした。

##### (2) 労災かくし

休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害が発生した場合にはその都度遅滞なく、所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出することになっています。『労災かくし』とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものです。

平成24年度の労災かくしの送検事案は14件で過去10年で最高水準となっており、労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったものが10件、虚偽の内容を報告したものが4件でした。

##### (3) 労働基準法違反

労働基準法に関する違反により送検したのは21件で、一番多かったのは、賃金不払い事件の12件でした。その他、雇入時に労働条件を書面で交付していないものが4件、割増賃金の不払いが3件などでした。

また、労働基準法に関する違反で送検した21件のうち、19件は被害労働者からの告訴を端緒としたものでした。

#### 3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署・支署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては積極的に捜査に着手し、送検手続をとる方針です。

また、「労災かくし」は、行政的的確な推進の障害となるにとどまらず、労働災害防止に真摯に取り組む事業主に悪影響を及ぼし、被災者の適正な労災補償の権利を侵害するものであり、引き続き厳正に対処していきます。

## (1) 危険防止措置義務違反

事例1 平成 24 年 5 月 23 日に、東京都江戸川区の既設マンションの屋上防水工事において、作業中の派遣労働者が同屋上床の端から地面まで約 9.9 メートル墜落し死亡する災害が発生した。

捜査の結果、防水施工業者の現場職長は、同屋上床に防水シートを貼る作業を、同社の労働者と派遣労働者の 2 名に行わせるにあたり、同屋上の端に手すり等を設けず、また、元請業者の代表取締役は、下請の労働者に対する墜落防止措置として同屋上の端に手すり等を設けていなかったことが判明した。

事例2 平成 24 年 2 月 23 日に、東京都青梅市内の下水道工事現場において、深さ 3 メートルの掘削溝内で作業をしていた労働者が、土砂崩壊により死亡するという労働災害が発生した。

捜査の結果、地山の崩壊の危険があったにもかかわらず、土止め支保工を設ける等の危険防止措置を講じていなかったことが判明した。

(※ 土止め支保工：地下を掘削する場合に周辺地盤の崩壊を防止するため、土圧・水圧を受ける壁やこれを支える部材で構成される仮設物)

## (2) 労災かくし

事例3 平成 23 年 5 月 23 日に、東京都大田区山王のビル解体工事現場において、墜落により足を骨折するという労災事故が発生した。

捜査の結果、事故の発生を隠蔽するため、大田労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出していなかったことが判明した。

事例4 平成 22 年 4 月 27 日に、東京都北区内の製造工場内において、機械設備の配管撤去、取付工事を行っていたところ、労働者 A が機械設備から墜落し、骨盤を骨折する労働災害が発生した。

同社の代表取締役は、平成 22 年 6 月、「同社の作業場で負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告書を同社の本社を管轄する川口労働基準監督署長に提出した。

労働安全衛生法では、休業 4 日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書の提出を義務づけているが、捜査の結果、製造工場内の工事現場で発生した労働災害を隠ぺいするため、工事現場を所轄する王子労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出せず、虚偽の労働者死傷病報告書を川口労働基準監督署長に提出した。

## (3) 労働基準法違反

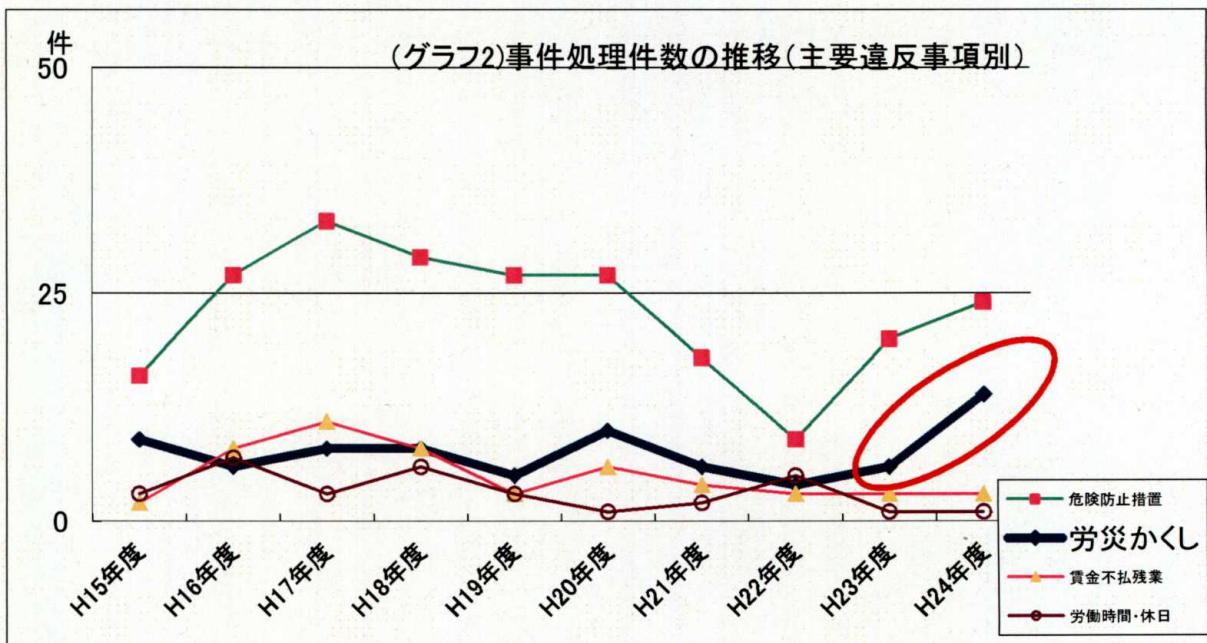
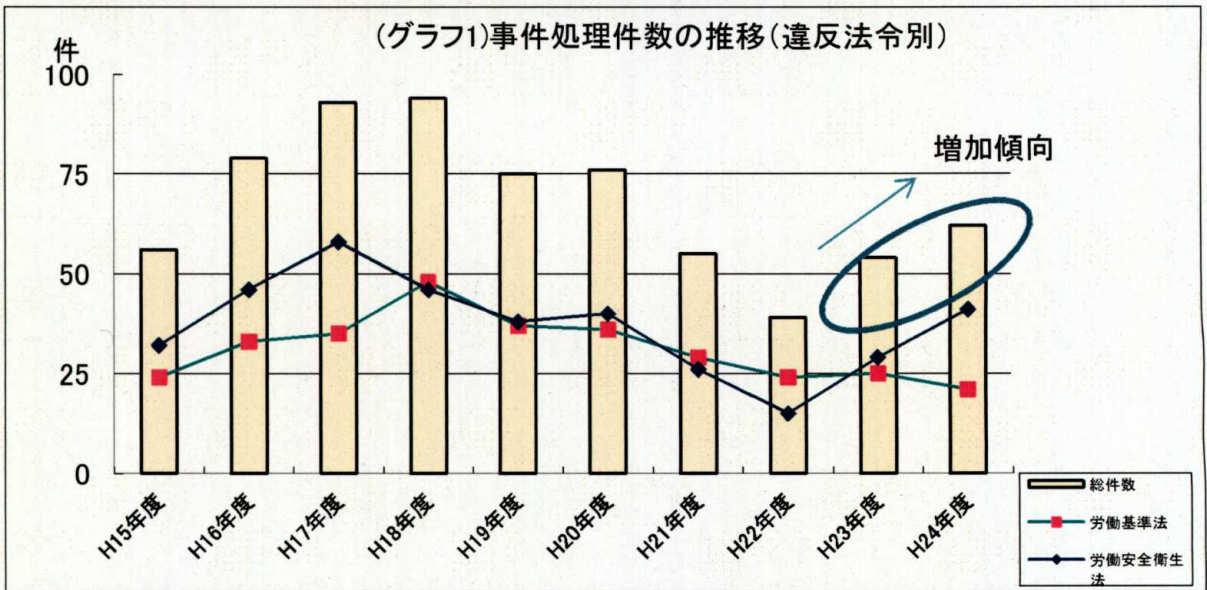
事例5 リネンサプライ業を営む A 社は、平成 23 年 6 月 16 日から同年 7 月 15 日までの間、労働者 9 名に対し、同年 7 月 16 日から同年 8 月 15 日までの間、労働者 7 名に対し、法定の労働時間を延長して労働させたにもかかわらず、通常の労働時間の賃金の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金、合計 298 万円を支払わなかったもの。

平成 23 年 10 月、立川労働基準監督署では、同社に対して臨検監督を実施し、残業代の支払について文書で是正を勧告したところ、同社代表取締役は「再計算のうえ支払った。」旨の是正報告書を立川労働基準監督署に提出したが、立川労働基準監督署が確認したところ、同社は残業代をまったく支払っておらず、虚偽の是正報告を行ったことが判明した。

事例6 運送会社の運行管理者 A は、トラック運転者の労働時間等の管理を行うものであるが、平成 22 年 12 月 29 日から同年 12 月 31 日までの間、トラック運転者に対し、時間外労働に関する協定(36 協定)で定める 1 か月の最大拘束時間(293 時間)を超えて、1 日について最短で 3 時間 35 分、最長で 5 時間 15 分の時間外労働を行わせたもの。

(表1) 過去10年間における司法事件処理状況の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項別				強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払残業	労働時間・休日	
H15年度	24	32	56	16	9	2	3	6
H16年度	33	46	79	27	6	8	7	8
H17年度	35	58	93	33	8	11	3	12
H18年度	48	46	94	29	8	8	6	9
H19年度	37	38	75	27	5	3	3	2
H20年度	36	40	76	27	10	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	3	1	7



(表2) 違反内容別の前年度との比較

	平成24年度	平成23年度	増減	構成比
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	21	25	△ 4	33.9%
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	9	12	▲ 3	14.5%
労働時間・休日(第32,35条)	1	1	0	1.6%
賃金不払残業(第37条)	3	5	▲ 2	4.8%
解雇の予告(第20条)	1	3	▲ 2	1.6%
その他	7	5	2	11.3%
<b>労働安全衛生法関係</b>	41	29	12	66.1%
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	24	20	4	38.7%
作業主任者の選任等(第14条)	0	1	▲ 1	0.0%
就業制限(第61条)	1	2	▲ 1	1.6%
労災かくし(第100条)	14	6	8	22.6%
その他	2		2	3.2%
<b>総処理件数</b>	<b>62</b>	<b>54</b>	<b>8</b>	<b>100.0%</b>

(表3) 業種別

	製造	建設	運輸	商業	金融・広告業	接客	その他	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	2	1	4	3	4	5	2	21
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)	1		1		2	4	1	9
労働時間・休日(第32,35条)			1					1
賃金不払残業(第37条)	1	1		1				3
解雇の予告(第20条)						1		1
その他			2	2	2		1	7
<b>労働安全衛生法関係</b>	2	33	1	0	1	0	4	41
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	2	19					3	24
作業主任者の選任等(第14条)								0
就業制限(第61条)		1						1
労災かくし(第100条)		12	1				1	14
その他		1			1			2
<b>総処理件数</b>	<b>4</b>	<b>34</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>62</b>
<b>割合(%)</b>	<b>6.5%</b>	<b>54.8%</b>	<b>8.1%</b>	<b>4.8%</b>	<b>8.1%</b>	<b>8.1%</b>	<b>9.7%</b>	<b>100%</b>

[製造] 製造業  
 [建設] 建設業  
 [運輸] 運輸交通業  
 [商業] 商業  
 [教育] 教育・研究業  
 [接客] 接客娯楽業  
 [その他] 貨物取扱業、教育、保健衛生業、清掃業、その他の事業

(表4) 端緒別

	災害調査等	監督等	申告・情報	告訴・告発	合計
<b>労働基準法、最低賃金法等関係</b>	0	0	2	19	21
賃金・退職金不払(第23,24条、最賃法第4条等関係)				9	9
労働時間・休日(第32,35条)			1		1
賃金不払残業(第37条)			1	2	3
解雇(第20条)				1	1
その他				7	7
<b>労働安全衛生法関係</b>	26	0	13	2	41
機械等・墜落等の危険防止措置(第20,21条等)	24				24
作業主任者の選任等(第14条)					0
就業制限(第61条)	1				1
労災かくし(第100条)			13	1	14
その他	1			1	2
<b>総処理件数</b>	<b>26</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>21</b>	<b>62</b>
<b>割合(%)</b>	<b>41.9%</b>	<b>0.0%</b>	<b>24.2%</b>	<b>33.9%</b>	<b>100%</b>